

さとうきび増産基金に係るさとうきび自然災害被害対策事業助成金交付要領

制 定 平成 25 年 5 月 7 日
一部改正 平成 26 年 2 月 14 日
一部改正 平成 27 年 3 月 31 日
一部改正 令和 3 年 7 月 1 日
公益社団法人沖縄県糖業振興協会

第 1 趣旨

この助成金交付要領は、公益社団法人沖縄県糖業振興協会(以下「沖糖振協」という。)が、さとうきび増産基金事業実施要綱(平成 25 年 2 月 26 付け 24 生産第 2826 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)第 2 の 1 の「さとうきび増産緊急対策事業」(以下「事業」という。)を実施するため、実施要綱第 5 により造成した「さとうきび増産基金」により事業の実施に必要な経費に対し、予算の範囲において事業実施主体に助成金を交付するものとし、その交付に関しては、さとうきび増産基金に係る業務方法書(以下「業務方法書」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第 2 交付の対象及び補助率

- 第 1 に規定する経費は、事業に係る次の(1)及び(2)に要する経費とする。
 - 実施要綱に基づいて行う事業であり、かつ、実施要綱第 6 の 2 の(2)に基づき内閣府沖縄総合事務局長(以下「総合事務局長」という。)の承認を受けた事業計画(以下「事業計画書」という。)の取組内容の実施に要する経費(以下「事業費」という。)
 - 事業実施主体が業務の実施に係る事務に要する経費(以下「事務費」という。)
- 事業実施主体及び補助率は、事業計画書に記載の支援する取組の内容ごとの事業実施主体及び支援水準(補助率)のとおりとする。

第 3 助成金の交付申請

- 事業実施主体は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書(別記様式第 1 号)に必要な書類を添えて沖糖振協に申請するものとする。
- 助成金申請書の提出は、沖糖振協が別に定める日までに行うものとする。

第 4 助成金の交付決定の通知

- 沖糖振協は、第 3 の助成金交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときはすみやかに交付決

定を行うものとし、助成金交付決定通知書(別記様式第2号)により事業実施主体に通知するものとする。

- 2 沖糖振協は、業務方法書第8条の規定に基づき助成金交付の条件を付すものとする。

第5 申請の取下げ

第4の1の助成金の交付決定通知を受けた事業実施主体は、交付決定通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知を受けた日から起算して10日以内に、第3の1及び2に準じて沖糖振協と協議して申請を取り下げることができるものとする。

第6 補助事業変更(中止又は廃止等)の承認

- 1 事業実施主体は、助成金の交付決定後において、次の重要な変更を行う必要が生じた場合は、助成金変更交付申請書(別記様式第7号)にその理由及び内容を記載し、すみやかに、沖糖振協に提出するものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業費の3割を超える増減

エ 成果目標の変更

- 2 沖糖振協は、前項の変更交付申請書の提出があり、あらかじめ総合事務局長と協議し、その内容について適正であると認めるときは、変更交付決定通知書(別記様式第8号)により事業実施主体に通知するものとする。

第7 助成事業遅延の届出

事業実施主体は、助成事業等が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、助成事業が予定の期間内に完了しない理由書又は補助事業の遂行が困難となった理由書及び事業遂行状況をすみやかに沖糖振協に報告してその指示を受けなければならない。

第8 実績報告

事業実施主体は、助成事業が完了したときは、すみやかに助成金実績報告書(別記様式第4号)に必要な書類を添えて、沖糖振協に提出しなければならない。

第9 助成金の額の確定等

- 1 沖糖振協は、前条の規定による報告を受けた場合には、当該報告書等の書類の審査を行うとともに、必要に応じ現地調査等を実施し、当該報告に係る事業

実施主体が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、額の確定通知書（別記様式第5号）により事業実施主体に通知するものとする。

- 2 沖糖振協は、1の規定により助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命じるものとする。
- 3 前項に規定する助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第10 助成金の請求及び交付

- 1 第9の助成金の額の確定通知を受けた事業実施主体は、助成金を請求しようとするときは、精算払請求書（別記様式第3号）に助成金請求書（別記様式第3号別添1）を添えて、沖糖振協に提出するものとする。
- 2 沖糖振協は、第8の実績報告の提出があり、その内容について適正であると認めるときは、業務方法書第9条第2項の規定に基づきすみやかに事業実施主体に助成金を交付するものとする。
- 3 沖糖振協は、特に必要と認めるときは、助成金の交付決定の範囲内で、助成金を概算払できるものとし、概算払を受けようとする事業実施主体は、概算払請求書（別記様式第3号）に助成金請求書（別記様式第3号別添1）を添えて、沖糖振協に提出しなければならない。

第11 消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、第3の1の助成金交付申請書の提出にあたって、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第26号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかでない場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金に係る消費税等仕入控除額が明らかでない場合については、この限りではない。

- 2 前項のただし書により交付申請した事業実施主体は、第8の実績報告書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税等仕入控除額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第1項のただし書により交付申請した事業実施主体は、第8の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係

る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた金額を上回る部分の金額)を消費税相当額報告書(別記様式第6号)によりすみやかに沖糖振協に報告するとともに、沖糖振協の返還命令を受けこれを返還しなければならない。

第12 交付決定の取消し等

- 1 沖糖振協は、業務方法書第10条に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、第4の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更することができる。
 - (1) 事業実施主体が、法令、本要領又は法令若しくは本要領に基づく沖糖振協の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施主体が、補助金を助成事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、助成事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をした場合
- 2 沖糖振協は、前項の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 沖糖振協は、第2項の規定により助成金の返還を命ずる場合には、事業実施主体に対して、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく助成金の返還及び第3項の規定に基づく加算金の納付については、第9の3の規定を準用する。

第13 助成金の管理

沖糖振協から助成金の交付を受ける事業実施主体は、必要に応じ、さとうきび増産基金に係る預(貯)金口座を開設し、助成金を適正に管理するものとする。

第14 監督及び指導

沖糖振協は、事業実施主体に対して、助成事業について必要な監督及び指導を行うことができるものとする。

第15 書類の保存

事業実施主体は、助成事業及び経費の収支に関する状況を明らかにするために必要な帳簿及び書類を備え、帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業完了年度の翌年度から起算して5年間整備保存しておかなければならない。

ただし、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(別記様式第9号)その他関係書類を整備保管しなければならない。

第16 財産処分の制限

事業実施主体は、この助成事業により取得し、効用の増加した財産であって、1件当たり増加価格が50万円以上のもの(農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。)第5条により定める処分制限期間(以下単に「処分制限期間」という。)を経過した取得財産を除く。以下「事業取得・効用増加施設機械」という。)については、財産管理台帳(別記様式第9号)その他関係書類を整備保管しなければならない。

また、50万円未満の財産については、利用の状況や保管場所が分かる書類を整えるとともに、事業取得・効用増加施設機械に係る管理規定を定めて善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

第17 立入検査

沖糖振協は、必要があると認めたときは、事業実施主体に対して報告を求め、又は関係職員等をして、助成事業の実施状況、帳簿、書類その他物件の調査を行うことができるものとする。

附則

この助成金交付要領は、平成25年5月7日から施行し、平成25年3月26日から適用する。

附則

この助成金交付要領は、平成26年3月13日から施行する。

附則

- 1 この助成金交付要領は、事業計画の承認を受けた日(平成27年4月1日)から施行する。
- 2 この助成金交付要領による改正前の甘味資源植物安定生産体制緊急確立事業実施要綱の規定に基づき行われた基金の管理及び事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附則

この助成金交付要領は、令和3年7月1日から施行する。

別記様式第1号

番 号
令和 年 月 日

公益社団法人沖縄県糖業振興協会
理事長 殿

所在地
団体名
代表者名

さとうきび増産基金に係るさとうきび自然災害被害対策事業助成金交付申請書

令和 年度において、令和 年 月 日付け沖糖振協第 号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、さとうきび増産基金に係る業務方法書（平成25年3月22日社団法人沖縄県糖業振興協会制定）第7条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
（事業実施計画書から転記）

2 経費の配分

事業名	補助事業に要する(又は補助事業に要した)経費	国庫補助の額	備考
さとうきび自然災害被害対策事業	円	円	

3 収支の予算額

(1) 収入の部

区 分	令和 年度	備 考
1 助成金	円	
2 その他		
3 事業実施負担		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	令和 年度	備 考
さとうきび自然災害被害対策事業	円	
合 計		

沖糖振協第 号
令和 年 月 日

事業実施主体 殿

公益社団法人沖縄県糖業振興協会
理事長

さとうきび増産基金に係る
さとうきび自然災害被害対策事業の助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった、さとうきび増産基金に係るさとうきび自然災害被害対策事業については、さとうきび増産基金に係る業務方法書（平成25年3月22日社団法人沖縄県糖業振興協会制定）第7条の規定に基づき、下記のとおり助成金を交付することに決定したので通知する。

記

- 1 助成金交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった、さとうきび増産基金に係るさとうきび自然災害被害対策事業とし、その内容は、計画承認を受けた事業実施計画書（以下「計画書」という。）のとおりとする。
- 2 助成事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりとする。
ただし、助成事業の内容が変更された場合における助成事業に要する経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとする。

助成事業に要する経費	金	円
助成金の交付決定額	金	円
- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、計画書の事業内容欄記載のとおりとする。
- 4 補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と配分に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額）とのいずれか低い額の合計とする。

5 事業実施に際し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、さとうきび増産基金事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2826 号農林水産事務次官依命通知）、さとうきび増産基金事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2827 号農林水産省生産局長通知）及びさとうきび増産基金に係る業務方法書（平成 25 年 3 月 22 日社団法人沖縄県糖業振興協会制定）によるものとする。

6 補助金交付の条件は、前記 1～5 に定めるもののほか次のとおりとする。

- (1) 事業実施に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、助成金の交付が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
- (2) 前記 1～5 の条件に違反したときには、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

別記様式第3号

番 号
令和 年 月 日

公益社団法人沖縄県糖業振興協会

理事長 殿

所在地

団体名

代表者名

さとうきび増産基金に係るさとうきび自然災害被害対策事業精算(概算)払請求書

令和 年 月 日付け沖糖振協第 号により交付決定通知のあったこの事業について、さとうきび増産基金に係る業務方法書(平成25年3月22日社団法人沖縄県糖業振興協会制定)第9条に基づき、下記のとおり精算(概算)払いによって交付されたく請求します。

記

事業費	助成金	概算払受領済額	今回請求額	残額

* 関係書類として、別記様式第3号別添1を添付すること。

助 成 金 請 求 書

請 求 額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	0	0	0	0	0	0	0

事 業 名:令和〇〇年度 さとうきび増産基金に係るさとうきび自然災害被害対策事業

交付確定(決定)額										¥	0
受 領 済 額										¥	0
今 回 請 求 額										¥	0
差 引 残 高										¥	0

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

公益社団法人沖縄県糖業振興協会

理事長

殿

下記口座に振り込みしてください。

金 融 機 関 名	
フリガナ	
支 店 名	
預貯金の種類	
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義	

注:支店名・口座名義には、フリガナを付してください。

番 号
令和 年 月 日

公益社団法人沖縄県糖業振興協会
理事長 殿

所在地
団体名
代表者名

さとうきび増産基金に係るさとうきび自然災害被害対策事業助成金実績報告書

令和 年 月 日付け沖糖振協第 号をもって助成金の交付決定（確定）通知のあった事業について、交付決定の内容に従い実施したので、さとうきび増産基金に係る業務方法書（平成25年3月22日社団法人沖縄県糖業振興協会制定）第11条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

（注）

- 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」旨、本文の「報告する。」の次の行に加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があった場合においては、交付決定を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 別記様式第4号-資料①、②を添付すること。

別記様式第4号—添付資料①

さとうきび増産基金に係るさとうきび自然災害被害対策事業助成金実績報告書

1 事業の目的

2 事業実績(事業の内容及び事業費等)

事業主体 (地区名)	事業項目	事業内容	事業量	事業費	負担区分			備考
					基金 助成金	事業実施 主体負担 金等	その他	
				円	円	円	円	
計								

3 事業完了年月日 令和 年 月 日

4 添付書類

(1) 事業実績報告書の各事業費の内訳明細(事業量・事業の積算根拠を含む)。

(2) その他、沖糖振協理事長が必要とする書類。

ア 工事を伴う場合は、出来高設計書及び写真など。

イ 外部へ委託した場合は、委託契約書と委託業務の成果のわかるもの。

ウ 納品書、検収調書など事業量のわかる書類の写し。

エ 実施状況や数量等のわかる書類や写真 など。

(注1) 事業内容には、取組内容、施設名、工種、構造、規格、能力などを記入。

(注2) 事業量は、回数、数量、台数、面積などを記入。

(注3) 備考には、仕入れに係る消費税仕入控除税額について、これを減額した場合は、「除税額 円うち助成金 円」、同控除税額がない場合は「該当なし」、同控除税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

別記様式第4号—添付資料②

さとうきび増産基金に係る

さとうきび自然災害被害対策事業助成金実績報告書の収支精算書

1 収入の部

区分	精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
基金助成金					
事業実施主体負担金等					
その他					
計					

2 支出の部

区分	精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
計					

(注) 支出の部の区分欄の記入方法

- 1 直接事業の場合、補助対象経費の費目名(備品費、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費)を記入する。
- 2 間接事業の場合は、助成金のほか、事務費がある場合は事務費の節区分により記入する。

沖糖振協第 号
令和 年 月 日

事業実施主体 殿

公益社団法人沖縄県糖業振興協会
理事長

さとうきび増産基金に係る
さとうきび自然災害被害対策事業助成金の額の確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった、さとうきび増産基金に係るさとうきび自然災害被害対策事業実績報告書に基づき、令和 年 月 日付け沖糖振協第 号による交付決定通知に係る額 円については、さとうきび増産基金に係る業務方法書（平成25年3月22日社団法人沖縄県糖業振興協会制定）第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知する。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 事業に要した経費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

番 号
令和 年 月 日

公益社団法人沖縄県糖業振興協会
理事長 殿

所在地
団体名
代表者名

さとうきび増産基金に係る
さとうきび自然災害被害対策事業の仕入れに係る消費税相当額報告書

令和 年 月 日付け沖糖振協第 号をもって交付決定通知のあった、さとうきび増産基金に係るさとうきび自然災害被害対策事業について、さとうきび増産基金に係る業務方法書（平成 25 年 3 月 22 日社団法人沖縄県糖業振興協会制定）第 11 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | さとうきび増産基金に係る業務方法書の助成金の額の確定額
(令和 年 月 日付け沖糖振協第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 助成金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) その他参考となる資料を添付すること

番 号
令和 年 月 日

公益社団法人沖縄県糖業振興協会
理事長 殿

所在地
団体名
代表者名

さとうきび増産基金に係るさとうきび自然災害被害対策事業
助成金変更交付申請書

令和 年 月 日付け沖糖振協第 号で助成金交付決定通知のあった、さとうきび増産基金に係るさとうきび自然災害被害対策事業を下記のとおり変更したいので、さとうきび増産基金に係る業務方法書（平成25年3月22日社団法人沖縄県糖業振興協会制定）第7条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 助成金交付申請額 金 円
(うち前回までの申請額 金 円)
- 2 計画変更の理由
(変更の事業実施計画書から転記)
- 3 関係書類
 - (1) 事業変更計画書
 - (2) 変更収支予算書
 - (3) その他必要な書類

(注) 関係書類については、助成金交付申請書(別記様式第1号)に添付する事業計画書、収支予算書を用いて作成すること。この場合において、変更に係る部分は二段書きとし、変更前のものを括弧書きで上段に記載すること。

沖糖振協第 号
令和 年 月 日

事業実施主体 殿

公益社団法人沖縄県糖業振興協会
理事長

さとうきび増産基金に係る
さとうきび自然災害被害対策事業助成金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった令和 年度さとうきび増産基金に係るさとうきび自然災害被害対策事業の変更については、さとうきび増産基金に係る業務方法書（平成 25 年 3 月 22 日社団法人沖縄県糖業振興協会制定）第 7 条第 3 項の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

	(金	円)
1 事業に要する経費	金	円

	(金	円)
2 助成金の額	金	円

3 交付の条件

- (1) 助成金交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった、さとうきび増産基金に係るさとうきび自然災害被害対策事業とし、その内容は、計画変更承認を受けた事業実施計画書（以下「計画書」という。）のとおりとする。
- (2) 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、計画書の事業内容欄記載のとおりとする。
- (3) 補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と配分に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額）とのいずれか低い額の合計とする。

(4) 事業実施に際し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、さとうきび増産基金事業実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2826号農林水産事務次官依命通知）、さとうきび増産基金事業実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2827号農林水産省生産局長通知）及びさとうきび増産基金に係る業務方法書（平成25年3月22日社団法人沖縄県糖業振興協会制定）によるものとする。

(5) 補助金交付の条件は、前記（1）～（4）に定めるもののほか次のとおりとする。

ア事業実施に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、助成金の交付が完了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

イ前記（1）～（4）の条件に違反したときには、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(注1) 変更前の金額を括弧書きで上段に記載すること。

(注2) 助成金額以外の変更の場合は、文書名を「令和 年度さとうきび増産基金に係るさとうきび増産基金事業変更承認通知書」とし、本文を「令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度さとうきび増産基金に係るさとうきび自然災害被害対策事業の変更申請については、さとうきび増産基金に係るさとうきび自然災害被害対策事業助成金交付要領第6条の2の規定により承認します。」とすることができる。

財産管理台帳

事業実施主体名

地区名	事業実施年度		令和年度	事業名	事業実施年度		事業実施年度				
	事業実施年度	工期又は取得日			事業費	経費の区分	事業実施年度	事業実施年度			
器具名	事業の内容		事業費	事業名	経費の区分		処分制限期間		処分の状況		
	構造・形式等	事業量			施設箇所又は設置場所	基金事業助成金	自己資金	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日
			円		円	円	円				摘要

- (注) 1 取得年月日欄は、検収年月日を記入すること。
 2 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記入すること。
 3 処分の内容欄には、譲渡、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 4 摘要欄には、譲渡先、貸付先、担当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 5 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。
 6 本台帳は、処分制限期間を経過するまでは保存管理すること。